

1. 会 合 名	外国証券の取引等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	平成 26 年 3 月 6 日（木）10 時 00 分～11 時 00 分
3. 議 案	「証券等の寄託及び常任代理人に関する契約書」等の一部改正について
4. 主な内容	1. 議事に先立ち、事務局より、メンバー紹介を行った後、「証券等の寄託及び常任代理人に関する契約書」等の一部改正について説明が行われた。 （主な意見等） ・ 顧客と常任代理人に関する契約を締結する際、必ずしも全ての種類の振替決済口座の取扱いに関する契約書について契約を締結する必要はなく、当該顧客との取引に係る契約書についてのみ契約を締結すればよいとの理解でよいか。（委員等） ⇒ そのとおりである。（事務局） ・ 既に契約を締結している顧客については、今回の改正に係る契約内容の変更について同意を得る必要があると考えているが、もし仮に何らかの事情により当該顧客と連絡が取れない場合、どのように対応すればよいか。（委員等） ⇒ 顧客と連絡が取れない場合等の特別な事情による対応については、各社で判断していただくこととなる。（事務局） ・ 今回の改正は、保護預り約款などの各種約款の内容と平仄を合わせるための改正であるため、改正内容自体について異論はないと思うが、契約内容の変更手続きなどについて質問があれば事務局まで連絡してほしい。（事務局） 本会合終了後、「証券等の寄託及び常任代理人に関する契約書」等の改正案について、事務局より、意見照会を行うこととした。 2. 事務局より、平成 26 年 2 月 25 日付会員通知「コーポレートアクションにより付与される外国投資証券の取扱いについて」（日証協（公）25 第 39 号）について、説明が行われた。 以 上
5. そ の 他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	公社債・金融商品部（03-3667-8514）